

# 3

## 個人情報の取扱いについて

個人情報及び個人のプライバシーは、尊重されるべき個人の人格に結び付いた大切な情報です。それを大切にすることは、相手を一人の個人として尊重することであり、信頼関係を築く基礎となります。

一方で、「生命や身体の安全」という究極の権利を守るために、保護一辺倒ではなく、効果的に活用していくことが重要です。

必要な手順を踏めば提供することが可能な情報でも、個人情報保護を理由に関係者に提供されず、「支援の壁」となっている場合があります。

安心して見守り活動を行えるよう、個人情報の取扱いへの理解と適切な管理に努めましょう。



### (1) 見守り活動における個人情報取扱いの留意点

個人や所属する団体において、個人情報を含む名簿や記録などを使用して活動している場合は、個人情報取扱事業者となり、そこで管理する個人情報の取扱いにおいては、「個人情報の保護に関する法律」を守ることが求められます。

個人情報取扱事業者には、以下の①～③のようなルールがあります。

#### ①情報を取得するとき

- ・利用する目的を本人に説明し、見守り活動に必要な情報までみだりに取得しないようにします。
- ・不正な手段で個人情報を取得しないようにします。  
(本人の許可なく、郵便物等から情報を得る等)

#### ②情報の利用・管理について

- ・本人に説明した利用目的以外には、情報を利用することはできません。
- ・個人情報が記載された資料等は、情報の漏洩や紛失に十分に注意します。

#### ③情報を他人に渡すとき

- ・見守り活動で知り得た情報は、決められた相手以外に渡すこと（第三者提供）はできません。
- ・第三者提供を行う場合には、原則としてあらかじめ本人の同意を得る必要があります。



見守り活動を行う際には、普段から前記のルールに気をつけて話し合い、安心して見守り見守られる関係をつくっておきましょう。

## 本人同意の取り方

本人同意の取り方には、書面によるものと口頭によるものがあります。

書面で同意を得る場合、同意書を作成し、本人から署名をもらいます。同意書には、情報の利用目的、共有する情報の種類、共有する関係者の範囲等を記載します。

口頭で同意を得る場合でも、確認する内容は書面による場合と同じですが、後でトラブルにならないよう、同意を取った日時や同意を得た内容、同席者等について記録を残しておくとう安心です。

あらかじめ第三者提供が必要な状況を見込み、必要な本人同意を確認しておくのもよいでしょう。

### 同意書を作成する場合に記載する内容の例

- 同意する相手  
例) ○○学区民生委員児童委員協議会会長 等
- 同意した年月日
- 本人の署名
- 代理人記入者の署名
- 提供する個人情報を利用する目的  
例) 「連絡がとれない時の安否確認及び状況確認のため」 等
- 提供に同意する個人情報の内容  
例) 氏名、性別、住所、電話番号、緊急連絡先、担当ケアマネジャー、かかりつけ医、病歴 等
- 情報を提供する範囲  
例) 見守り活動にかかる行政等協力機関 等
- その他条件 等



## (2) 見守り活動において個人情報を第三者に提供することができる場合

見守り活動においては、何らかの事情で、個人情報を本来の利用目的・相手以外に提供してよいかどうかの判断を迫られる場面が起こり得ます。

基本的なルールは「(1) 見守り活動における個人情報取扱いの留意点」で記載したとおりですが、次のような場合には、本人の同意がなくても、個人情報を第三者に提供することが法律で認められています。

### 個人情報の保護に関する法律27条1項

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
4. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

5~7 (略)



見守り活動においては、たとえば以下のような場合が想定されます。

### 1. 法令に基づく場合

- ・警察からの捜査に関する照会（捜査関係事項照会）に答える場合
- ・虐待を疑う状況において、通報受理機関に情報提供（通報）を行う場合（高齢者虐待の場合は、区役所福祉課・支所区民福祉課、いきいき支援センター、高齢者虐待相談センター）等

### 2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要で、かつ本人から同意を得るのが困難な場合

- ・本人の安否確認が必要な緊急時に、119番通報や110番通報を検討している行政関係者や民生委員等、119番通報により出動した救急隊等に、人命救助のために必要な情報を提供する場合 等



### 3. 公衆衛生・児童の健全育成に必要な場合で、かつ本人から同意を得るのが困難な場合

- ・児童虐待からの保護などのために、関係機関が連携対応する場合 等

### 4. 国や地方公共団体等に協力する場合で、かつ本人から同意を得ることにより、事務の遂行に支障を及ぼす場合

- ・区役所福祉課やいきいき支援センター等の支援機関が必要な支援を実施するために必要な情報を提供する場合で、本人の同意をとることが難しい場合  
例) 町内会で把握した関りを拒否する認知症の人への支援について、いきいき支援センターと相談するにあたり、いきいき支援センターの求めに応じて個人情報を提供する場合 等
- ・警察の事情聴取等任意の求めに応じて個人情報を提出する場合
- ・統計調査等に協力する場合 等

## 民生委員が支援機関に相談する際の考え方について

民生委員は、非常勤・特別職の公務員であり、民生委員として活動する範囲内においては、個人情報取扱事業者にはあたりませんが、民生委員法で守秘義務が課せられていることも踏まえて、市民の信頼を損なわないよう、法令を遵守した個人情報の取扱いに努めましょう。

一方で、必要な支援に早期につなげるため、区役所福祉課やいきいき支援センター等の専門支援機関と相談・協力することは、民生委員の大切な役割の一つとして、法令で認められています。見守り活動を行う中で困ったこと等があれば、支援機関に安心して相談してください。

